

# 将来の地域農業を考える『地域計画号』発進！

地域計画は終わりのない話し合いの旅。市町村内全ての農業者と関係職員を乗せて走り続ける列車のようなものではないでしょうか・・・。  
この列車が地区連絡会議（話し合いの場）です。

## 列車内で繰り広げられる地区連絡会議

皆さ～ん  
ムリせず楽しく！  
いつでも声かけて  
くださいねー

地域の皆で  
今と将来のことを  
話し合いながら  
旅を続けるよ

意見交換  
しよう！

目標地図

ウチの農地は  
君に託すよ

お任せを！

A 集落の皆と  
話し合ってみよう  
良い考えが出てくる  
かも知れないね

B 集落

集落の皆で  
『地域計画号』に  
乗り込もう！

A 集落

確かな地域農業へ！  
『地域計画号』  
出発進行～～～

市町村職員

地域の皆さんの  
思いや具体的な  
農地利用の変更など  
しっかり確認  
しながら  
走ります

ゆっくり  
走り続けます

農業委員・普及センター・農業会議スタッフ

令和5年  
4月1日  
運行スタート！

※イメージ図です。

作成：一般社団法人 京都府農業会議

# 農地利用の最適化推進に必要な市町村推進体制

H29.9.6 (一社) 京都府農業会議

## ◆ 多様な担い手の共存・協働による農業農村づくりのために

農業委員会の最重点任務となった農地利用の最適化について、最適化推進委員・農業委員が、市町村・府行政及び農業会議等関係団体と協働、又は支えられて、推進活動を実践するための市町村推進体制づくりをすすめる。

## ◆ 市町村における推進体制の構築

### 政策連携会議（仮称）（トップ会議）

構成：市町村長・農業委員会会長・最適化推進委員代表  
同席者：市町村担当部課長・職務代理・事務局長等

市町村政策の推進と農業委員会活動の連携・調整が図れるよう、市町村長との意思疎通を図る。

#### <既設会議を利用したトップ会議の設定について>

- ① 市町村長及び行政・団体責任者が出席する協議会など既設会議における意見交換
- ② 建議や政策提案、施策改善意見提出などの機会を利用し、意見交換の時間を確保

### （農地利用）最適化推進会議

構成：農業委員代表・最適化推進委員代表・市町村部課長・事務局長・振興局室長・普及C課長・JA営農部課長・農業会議現地担当等

- ◇ 京力農場プランづくり、人と農地の結びつけ、集落営農の維持・発展
  - ◇ 遊休農地の発生防止、再生不可欠な遊休農地と周辺農地の一体的整備
  - ◇ 新規就農者・農村移住者の受入推進と後見人活動 等について
- 情報の共有化、課題対応検討、取組の具体化のための連携協働体制を調整

今後、京都府が市町村に設置要請予定の現地推進のための推進会議と連動して設置する。

### 地区連絡会議

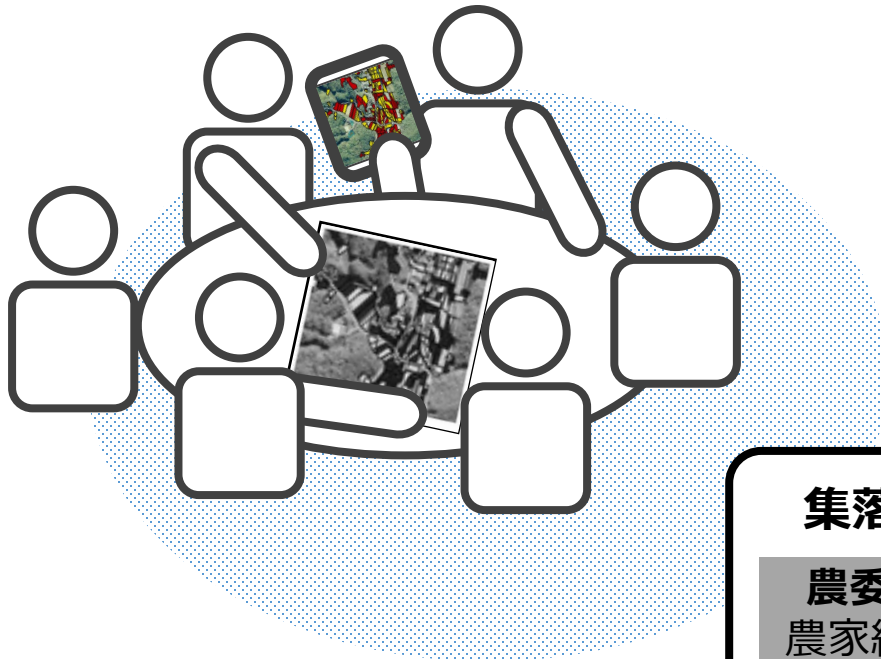
市町村内の旧町、中学校区等を単位に設置し、すべての最適化推進委員（及び現地推進する農業委員）が参加するプラットフォーム

- 地区情報の共有、取組の具体化協議・相談、各委員の役割明確化  
市町村農業振興部局との取組協働化推進

# 地域計画に地区連絡会議を取り入れる

## 【農業委員会委員の活動】

- ・現状の耕作状況の把握
- ・担い手の意向把握
- ・農地所有者の意向把握  
(以上、地域計画の地図作成)
- ・終期がくる農地の意向確認
- ・農地のマッチング  
(以上、地域計画の促進計画)
- ・農業者年金等の情報提供
- ・新規就農対策、移住促進対策等  
(以上、地域計画の多様な担い手対策)



### 市町村行政計画・施策への反映

地域計画の  
協議・作成  
更新

最適化施策  
改善意見  
の提出

### 最適化推進会議の協議

地域計画

農業振興

促進計画

担い手  
育成

### 地区連での促進計画調整



### 地区連での具体化協議

農委会委員  
農家組合長

現況地図



### 集落での話し合い

農委会委員、担い手  
農家組合長、自治会長  
農地所有者、その他

### 集落での話し合い

農委会委員、担い手  
農家組合長、自治会長  
農地所有者、その他

### 集落での話し合い

農委会委員、担い手  
農家組合長、自治会長  
農地所有者、その他

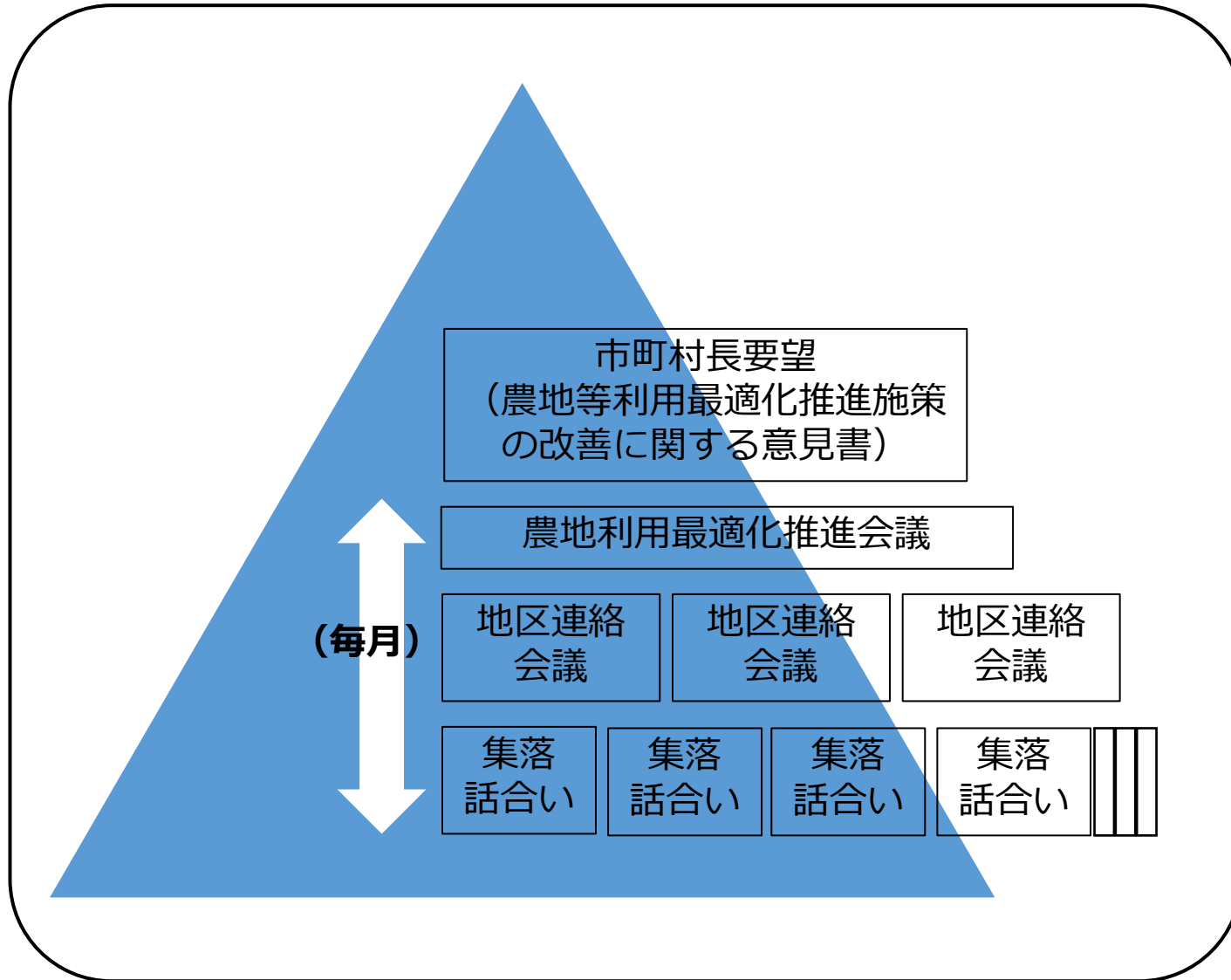
府域で  
の調整

市町村単位  
の調整

地域単位  
の調整

集落単位  
の調整

# 今後の地区連絡会議のあり方



## パターン①

地域計画の協議の場の取り組みを地区連絡会議に取り入れる。毎月の農委会委員の活動では、就農・離農等の相談（マッチング等）を行う

## パターン②

地域計画の協議の場の取り組みを年間に数回、地区連絡会議で行う。それ以外は、農委会委員による最適化活動（担い手支援、農業振興等）

## 《留意点》

- 1) 市町村・農業委員会・現地推進役等による調整会議（作戦会議）で毎月、業務推進を調整する
- 2) 農地利用最適化推進会議は、総会案件の有無に関係なく開催する

## 農業委員会等に関する法律

(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)

第三十八条 農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策（以下「農地等利用最適化推進施策」という。）を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体（以下「関係行政機関等」という。）に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。

- 2 前項の関係行政機関等は、農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施に当たっては、同項の規定により提出された意見を考慮しなければならない。